

# 令和3年度 第1回 宇都宮市民遺産会議

## 次 第

日 時： 令和3年11月17日(水)  
午後3時00分～午後5時00分  
場 所： 宇都宮市役所14階 14B 会議室

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議の公開・非公開の決定

### 4 報告事項

(1)令和2年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定結果について……………【資料1】

### 5 協議事項

(1)令和3年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2】

### 6 その他

### 7 閉 会

## 宇都宮市民遺産会議 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
副会長	橋本 澄朗	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 考古資料・史跡
委員	高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	学識経験者
委員	大澤 慶子	文星芸術大学 准教授	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
委員	大嶽 浩良	栃木県歴史文化研究会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 歴史資料
委員	小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
委員	林 光武	栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 天然記念物
委員	小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 理事	歴史文化関係団体
委員	安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
委員	松本 泰宏	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
委員	島野 剛	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部長	報道機関

### 【事務局】

宇都宮市教育委員会事務局

小堀茂雄教育長

文化課

山口達雄課長, 今平利幸文化財活用推進担当主幹, 高橋善行課長補佐

文化財保護G 前原義之係長, 清地良太総括, 星野治彦指導主事, 高栖良子主任主事

## 資料 1

## 令和2年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について

認定 番号	タイプ	認定名称	申請者
1	総合型	旧塙田村からの伝統的行事 「おかりや」	塙田睦会 会長 鷺谷賢次
2	総合型	徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り	智賀都神社例大祭付け祭り実行委員会 会長 入江 胖
3	総合型	徳次郎智賀都神社冬渡祭行事	智賀都神社冬渡祭行事保存会 会長 入江 胖
4	総合型	旧仮本陣芦谷家建物・高麗門	特定非営利活動法人 雀宮まちづくりプロジェクト 理事 稲葉 豊
5	総合型	戸祭大塚古墳・大ジノ古墳	細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 細谷・上戸祭地域遺産保存活用等推進特別 委員会 委員長 田代 勝康
6	総合型	新石町火焰太鼓山車 南新町桃太郎山車	宮のにぎわい 山車復活プロジェクト 会長 塚田 典功
7	総合型	白沢宿のまちなみ	奥州街道白澤宿の会 会長 清水 修
8	総合型	田野町の八坂神社天王祭花屋台 巡行行事と伝統年中行事	田野伝統年中行事保存会 会長 菊地 重栄
9	資源型	上横倉の獅子舞	上横倉町獅子舞保存会 会長 池田 広行

## 令和3年度宇都宮市民遺産制度（みや遺産）の認定について

## 1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

## (1) 認定基準（要綱第5条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
  - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
  - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする

(2) 評価の視点について 別紙1

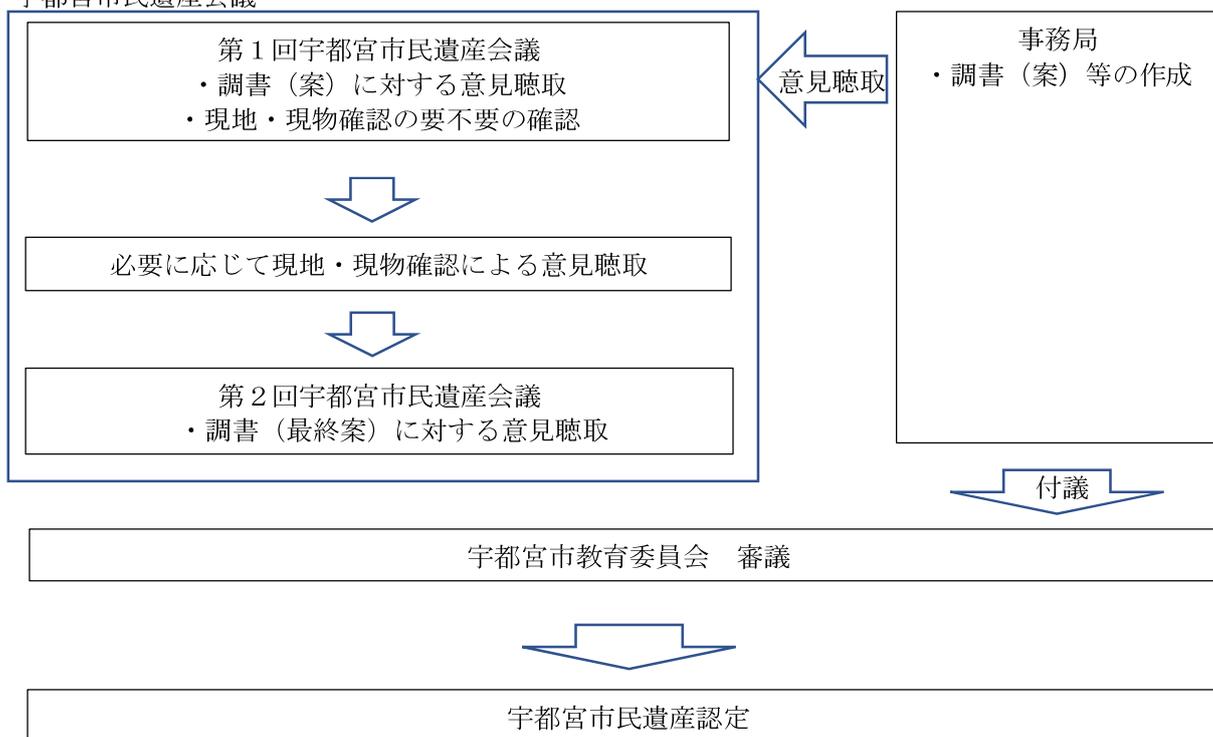
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第19条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

## 2 審査及び意見聴取の進め方について

## (1) 進め方について

認定における意見聴取については、会議を2回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

## 宇都宮市民遺産会議



### 3 令和3年度認定審査案件の評価（案）について

→ 「**別紙2** 令和3年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧」及び「令和3年度 宇都宮市民遺産 調書」のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和4年1月 第2回宇都宮市民遺産会議

2月 宇都宮市民遺産制度認定（教育委員会で認定）

4月 補助事業等を開始

## 認定基準に基づく具体的な評価の視点

## 【評価の視点】

要件	評価の視点	評価内容	総 合 型	資 源 型
① 地域の愛着・親しみ（市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・想い ・個人の想いではなく、地域の人々の想いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に 保存継承してきたも のであること。	市民や地域による 継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
② 歴史文化資源の価値				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や 地域の風土に根ざ し、世代を超えて受 け継がれているもの であること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を超えた継承	・世代を超えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 <small>（1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。）</small>	◎	◎
現物、本物であること	・現物、本物であること	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
③ 活動の内容				
【要綱第5条】 地域コミュニティの 活性化や継承者の育 成に資する活動を伴 うものであること	・歴史文化資源を核 とした活動である こと	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティ の活性化に資する 活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承す る人材育成に資す る活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、—は対象外  
○は必須ではないが備えることが望ましい項目

## 令和 3 年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧

No.	タイプ	名 称	概 要	申請者	推薦者	資料番号
1	総合型	野口雨情旧居	昭和初期の建物で、野口雨情が亡くなるまでの約 1 年間、家族とともに過ごした住まい。 地域の団体名や生活道路に多数「雨情」の名が付けられているほか、地域コミュニティセンターに雨情コーナーが設けられているなど、地域住民に親しまれている。	宇都宮雨情会 会長 島田 弘二	明保地区明るいまちづくり推進協議会 会長 島田 弘二	①
2	総合型	悟理道の歴史をつなぐ 伝統行事と神輿	地域の繁栄を見守る水神社と琴平神社に感謝し、毎年 11 月に悟理道まつりを行い地域住民に親しまれている。 昭和 40 年頃以来、神輿の老朽化により途絶えていた水神社の神輿渡御を、令和 3 年度の神輿修復に伴い復活させる。	悟理道自治会 会長 横山 千恵子	国本地区自治会連合会 会長 星野 和男	②
3	総合型	岩本観音と地域の伝統行事	岩本観音は下野三十三観音札所の最後の札所として、地域住民により大切に管理されている。 また、地域では毎年 1 月のどんど焼き、3 月の雷電神社祭梵天作成・奉納、8 月の生駒神社祭を行い地域に親しまれている。	岩本自治会 会長 角山 久	国本地区自治会連合会 会長 星野 和男	③
4	資源型	伝統作物エソジマモチ(江曾島糯) とその歴史をつなぐ「老農篠崎君 功績碑」	エソジマモチは明治時代に篠崎重五郎により育成された農作物品種。 50 年ほど途絶えていたが種籾の発見により栽培を復活させ、以来、年々栽培面積を広げている。 「老農篠崎君功績碑」は篠崎重五郎の功績を称え地域住民が明治 43 年に建立。その後瀧尾神社に移設され大切に継承されている。	エソジマモチ保存会 会長 坂本 喜市	陽南地区まちづくり推進協議会 会長 谷田貝 賢司	④